



天王寺区内で 引越された皆さまへ

大阪市天王寺区
Tennoji Ward Office



転居届のほかに必要と思われる主な手続きをご案内します。
詳しくは、各担当窓口でお問い合わせください。
※転居届は、新しい住所地に引越してから14日以内に届出をしてください。

項目	区役所での手続き	担当窓口
印鑑登録	・既に印鑑登録をしている場合は、継続して利用できますので、手続きは不要です。	窓口サービス課 (総合受付) 1階2番窓口 ☎6774-9963
マイナンバーカード (個人番号カード) 住民基本台帳カード 及び電子証明書をお持ちの方へ	【マイナンバーカード(個人番号カード)・住民基本台帳カードをお持ちの方】 ・住所変更の手続きをしてください。 【電子証明書をお持ちの方】 ・新たに申請してください。	市民協働課 (教育文化) 3階33番窓口 ☎6774-9743
小・中学校に通う お子さまがいる方 (転校手続き)	【転校する場合のみ】 ・就学通知書を発行しますので、通学していた学校の在学証明書を提示してください。 ※通学する学校に就学通知書と通学していた学校の在学証明書などの書類を提出してください。	市民協働課 (教育文化) 3階33番窓口 ☎6774-9743
国民健康保険に 加入している方	・住所変更の手続きをしてください。 〔必要な物〕 資格確認書または国民健康保険証(お持ちの方のみ)、 国民健康保険高齢受給者証(お持ちの方のみ)	窓口サービス課 (保険年金) 1階4番窓口 ☎6774-9956
後期高齢者医療 制度に加入して いる方	・区役所での手続きは不要です。 ※転居届提出後、7~10日程で資格確認書を送付します。	保健福祉課 (福祉サービス) 2階22番窓口 ☎6774-9857
こども医療証等、各種 医療助成証をお持ちの 方	・住所変更の手続きをしてください。 〔必要な物〕各種医療助成証	保健福祉課 (福祉サービス) 2階22番窓口 ☎6774-9857
児童手当を 受給している方	・住所変更の手続きをしてください。	

天王寺区役所・天王寺区保健福祉センター
〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町20番33号
☎ 06-6774-9986 (代表) FAX 06-6772-4904

R6/12/2 現在

項目	区役所での手続き	担当窓口
児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方	・住所変更の手続きをしてください。	保健福祉課 (福祉サービス) 2階 22番窓口 ☎6774-9857
身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。 〔必要な物〕各種手帳 ・他に利用している福祉サービス等があれば、同時に住所変更の手続きをしてください。	
介護用品の給付券をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	
緊急通報システムの機器を利用している方	・住所変更の手続きをしてください。	
乳幼児がいる方 妊娠中の方	【母子健康手帳をお持ちの方】 ・住所変更の手続きをしてください。	保健福祉課 (健康推進) 2階 25番窓口 ☎6774-9882
特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方	・住所変更の手続きをしてください。	保健福祉課 (介護保険) 2階 21番窓口 ☎6774-9859
介護保険の被保険者証をお持ちの方	※転入届提出後、2~5日程で介護保険の被保険者証を送付します。 ・区役所での手続きは不要です。	
犬を飼っている方	・住所変更の手続きをしてください。	保健福祉課 (健康推進) 2階 25番窓口 ☎6774-9973
◎ 区役所以外での手続き		
年金を受給している方	・年金事務所でマイナンバーが登録されている方は、原則届出不要です。年金事務所にご確認ください。 日本年金機構 天王寺年金事務所 ☎06-6772-7531	
水道の閉栓・開栓	水道局お客さまセンター ☎06-6458-1132	
ごみの収集等	粗大ごみ収集受付センター ☎0120-79-0053 (無料) (携帯電話からは、☎06-6377-5750) 中部環境事業センター(東住吉区杭全 1-6-28) ☎06-6714-6411	